

下呂市観光商工事業振興補助金交付要綱及び下呂市商工振興事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第121号

下呂市観光商工事業振興補助金交付要綱及び下呂市商工振興事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(下呂市観光商工事業振興補助金交付要綱の一部改正)

第1条 下呂市観光商工事業振興補助金交付要綱（平成16年下呂市告示第72号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>下呂市観光事業振興補助金交付要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、観光業の振興を図るために必要な事業を行う市内に所在する事業者又は市長が認める事業団体（以下「事業者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第2条 前条の規定により補助金交付の対象となる<u>事業及び経費並びに補助率又は補助額</u>は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げ</p>	<p><u>下呂市観光商工事業振興補助金交付要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>観光業及び商工業</u>の振興を図るために必要な事業を行う市内に所在する事業者又は市長が認める事業団体（以下「事業者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業等)</p> <p>第2条 前条の規定により補助金交付の対象となる<u>事業の種類及び経費に対する補助率</u>は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる事</p>

改正後

る事業については、この限りでない。

(1)～(3) (略)

別表 (第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率又は補助額
観光協会活動事業の項～観光資源発掘支援事業の項 (略)		

改正前

業については、この限りでない。

(1)～(3) (略)

別表 (第2条関係)

事業の区分	事業種目	補助対象経費	補助率又は補助額
観光振興事業	観光協会活動事業の項～観光資源発掘支援事業の項 (略)		
商工振興事業	商工業活性化事業	商工会、発展会及び中小企業の団体が、商工業の活性化を図るため実施する事業に要する経費	2分の1以内 (同一の事業について2回以上交付決定を受けた場合の補助額は、2回目から5回目までにあつては前回の補助額の90%を、6回目

改正後		改正前	
			<p>以降に あつて は前回 の補助 額を、そ れぞれ 超えな いもの とする。 また、補 助額は 1年度 につき、 1申請 者200万 円を限 度とす る。)</p>
		<p>商工会 空き店 舗対策 事業</p>	<p>商工会が行 う空き店舗 の管理、運 営に要する 経費 (ただし、 事業期間は 3年間とす る) (補助 限度額 100万 円)</p>
			<p>商工会が施 行する商工 会の目的達 成に必要な 2分の 1以内</p>

改正後		改正前	
			施設の新設、改良及び修繕事業に要する経費 (ただし、50万円以上の事業費とする)
		商工業振興施設整備事業	区、町内会、発展会等が施行する商店街街路灯の新設、改良及び修繕事業に要する経費 (ただし、30万円以上の事業費とする)
			$\frac{2}{1}$ 以内

(下呂市観光商工業振興補助金交付要綱の一部改正)

第2条 下呂市商工振興事業等補助金交付要綱(令和7年下呂市告示第163号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
補助金名	補助対象事業及び経費	補助金の額	補助金名	補助対象事業及び経費	補助金の額
商工会活動事業補助金の項 (略)			商工会活動事業補助金の項 (略)		

改正後		改正前	
商工業活性化事業	<u>商工会、発展会及び中小企業の団体が、商工業の活性化を図るため実施する事業に要する経費</u>	<u>1/2以内の額(同一の事業について2回以上交付決定を受けた場合の補助額は、2回目から5回目までにあつては前回の補助額の90%を、6回目以降にあつては前回の補助額を、それぞれ超えないものとする。また、補助額は1年度につき、1申請者200万円を限度とする。)</u>	
商工会空き店舗対策事業	<u>商工会が行う空き店舗の管理、運営に要する経費</u> <u>(ただし、事業期間は3年間とする)</u>	<u>1/2以内の額</u> <u>(補助限度額100万円)</u>	

改正後		改正前	
商工業振 興施設整 備事業	商工会が施行 する商工会の 目的達成に必 要な施設の新 設、改良及び修 繕事業に要す る経費 (ただし、50 万円以上の事 業費とする)	1 / 2 以内 の額	
	区、町内会、発 展会等が施行 する商店街街 路灯の新設、改 良及び修繕事 業に要する経 費 (ただし、30 万円以上の事 業費とする)	1 / 2 以内 の額	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。